

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【日本貿易保険】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式 1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式 2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式 3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成 21 年 12 月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※ 1 様式 2 の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式 3 の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも 10 月 30 日現在の所管省庁の提出資料による。

※ 2 様式 2 で灰色になっているものは、平成 24 年のフォローアップまでに「措置済み（1a 又は 1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	経済産業省
法人名	日本貿易保険

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	●NEXIの利益剰余金等の資産は被保険者からの保険料をプールして将来の保険金支払いに引き当てる支払い準備としての性格を有するものであり、引き続き保有することが必要。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	●NEXIの利益剰余金等の資産は被保険者からの保険料をプールして将来の保険金支払いに引き当てる支払い準備としての性格を有するものであり、引き続き保有することが必要。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○措置済み。 平成23年4月より、大阪支店の機能を中小企業等向け貿易保険商品の販売等に特化し、人員も従来の半分程度に削減した。 ●平成24年度においては、一般管理費(平成23年度比4.6%減)及び業務費(平成23年度比12.1%減)ともに目標を達成した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	○3海外事務所とも、JETROが管理する会議室、受付などの施設を共同利用している。 管理経費については、パリ事務所では、平成23年1月より事務所スペースを約2/3に縮小、ニューヨーク事務所では、平成18年より事務所スペースを約1割縮小、シンガポール事務所では、平成23年6月から賃貸料を約4割削減するなどの縮減を行った。 3海外事務所(パリ、ニューヨーク、シンガポール)の必要性について平成22年度中に検証を実施。諸外国のカントリーリスク及び信用リスクを引き受けるNEXIの貿易保険事業の性質を鑑みると、適切なリスク管理のための現地情報の把握、プロジェクトに関する現地での迅速な協議・交渉、貿易金融に関する国際ルール形成の場への参画等の役割を担う3海外事務所の重要性は一層高まるとの認識。 一方で、各事務所においては、事務所スペース削減、賃料見直しや、他独法との施設共同利用などの経費削減の取組みを実施している。 なお、この検証結果については平成23年5月24日開催の経済産業省独立行政法人評価委員会日本貿易保険部会に報告、了承された。 ●JETRO事務所などと相互の情報共有や会議開催を行うこと等により連携がなされている。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>●NEXIは不動産等の施設を保有していない。賃貸施設についても、賃貸料の適正性を調査しつつ、賃貸料引き下げ交渉を行っている。本店事務所の賃貸料については、平成22年12月の契約更新の際に23.7%削減した。</p>
<p>3. 取引関係の見直し</p>	
<p>① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○随意契約等見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等への移行を進めており、システム基盤更改を前倒して平成23年1月までに終了させた等により競争性のない随契比率(金額ベース)は平成20年度の92.5%から平成24年度には6.7%に改善。 また、一者応札・一者応募の契約についても、仕様書の変更(入札適合条件の緩和など)や公告期間の見直し(10日を原則20日とする)などの取り組みを進めており、平成20年度25.0%あった一者応札・一者応募契約件数が、平成24年度には22.7%に減少。「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、外部の有識者及び監事等で構成される契約監視委員会を設置し、平成20年度から平成24年度までの競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募契約等についての妥当性を確認。</p> <p>●平成22年度の状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 2,847,730千円(93.7%)、競争性のない随意契約 189,857千円(6.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 25件(78.1%)、競争性のない随意契約 7件(21.9%)</p> <p>●平成23年度の状況については以下のとおり。 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 3,586,412千円(92.7%)、競争性のない随意契約 280,857千円(7.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 33件(82.5%)、競争性のない随意契約 7件(17.5%)</p> <p>●平成24年度の状況については以下のとおり。 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 288,892千円(93.3%)、競争性のない随意契約 20,633千円(6.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 24件(66.7%)、競争性のない随意契約 12件(33.3%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●NEXIの貿易保険事業は、被保険者の保険料収入で賄っており、毎年度の契約内容や、随意契約等見直し計画、契約監視委員会など点検・見直しの取組みについては、NEXIのホームページで公表している。</p> <p>●NEXIには、関連法人に該当する法人は存在せず、また、管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当法人との取引高が相当の割合である法人も存在しない。</p> <p>●将来、仮に管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当法人との取引高が相当の割合である法人との契約が生じた場合は、適正に公開する。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	●NEXIが行っている貿易保険事業と類似の事業を行っている法人はなく、共同調達の検討対象として相応しい機器等の調達予定は現時点ではないことから、本項目には該当しない。 なお、NEXI内においては、消耗品を含め複数部署が共通して使用するものについて、一括調達を行うなど効率的な調達を実施している。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○ 保険商品販売について対応可能な民間企業に対して、業務委託を推進している。 平成24年度末までに損保8社(あいおいニッセイ同和損害保険、損害保険ジャパン、東京海上日動火災保険、日本興亜損害保険、三井住友海上火災保険、日立キャピタル損害保険、共栄火災海上保険、AIU保険会社)、銀行34社(商工組合中央金庫、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、北海道銀行、七十七銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、東邦銀行、常陽銀行、千葉銀行、横浜銀行、第四銀行、北越銀行、十六銀行、静岡銀行、北陸銀行、滋賀銀行、京都銀行、池田泉州銀行、南都銀行、中国銀行、広島銀行、伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、親和銀行、肥後銀行、名古屋銀行、みなと銀行、熊本銀行、埼玉りそな銀行)との間で業務委託契約を締結。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● これまでも、可能な限りまとめ買いを行うなど調達の改善に取り組んできたところ、「公共サービス改革プログラム(平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会)」を踏まえ、引き続き、調達事務の効率化等に取り組んでいく。

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	○ 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、役員報酬規程及び職員給与規程を改定し、国家公務員に準じた引き下げを実施した。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	<p>● 独立行政法人通則法第63条第1項の規定や平成17年12月24日閣議決定「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度に従来の年功的な給与体系から、職務・職責に応じた給与システムに転換し、専門的な業務遂行能力に対して適切な処遇を行う人事制度としたほか、国の給与水準の見直し等を踏まえ、俸給表や諸手当等の見直しにより給与水準の適正確保を図ってきたところである。引き続き、平成22年12月7日閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレス指数の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図る。(なお、目標はNEXIの職員給与が法人業績評価により変動する制度を導入していること等による特殊要因を除いた数値として設定している。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標となる平成25年度に見込まれる対国家公務員指数: 126 ・ 目標となる平成25年度に見込まれる地域・学歴別指数: 106
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● ホームページにおいて、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与水準の公表」及び「役員報酬規則」を公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	<p>● 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き給与水準について厳格なチェックを行う。</p> <p>● 経済産業省独立行政法人評価委員会において、毎年度定量的な検証を行い、その結果を公表するなどにより給与水準の適正性について注視していく。</p> <p>(具体的な検証内容(平成24年度))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員の在職地域が、東京(96%)及び大阪(4%)であることに加えて、大学・大学院卒の割合が国(行政職(-))の53%に対し、88%と高いことが挙げられ、これらに在職地域や学歴を勘案すると、指数は106.3となる。 ・ 日本貿易保険は、その業務の性質上、国際金融等の高度な専門能力を有する人材を必要としている。独立行政法人化以降、中途採用を中心として労働市場から適切な人材の確保を行うとともに、民間金融機関からの出向なども含めた専門的人材による職員構成を実現してきており、国際金融等の専門的人材を確保するためには、労働市場における当該人材の給与水準を踏まえた給与水準が不可欠であり、こうした人材の市場価格による影響が挙げられる。 ・ 民間の労働市場及び民間金融機関等の水準を参考としながら、給与水準の適正性についてチェックを行っている。具体的な比較対象は、以下のとおり。

① 労働市場においてNEXIと人材が競合する産業の平均年間給与額との比較

勤続年数	銀行業	保険業	各種商品卸売業	NEXI
5～9年	503万円	535万円	931万円	538万円
10～14年	680万円	668万円	1,314万円	662万円
15～19年	833万円	880万円	1,375万円	645万円
20～24年	990万円	1,109万円	1,507万円	836万円

(出所)厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」

② 民間金融機関(都市銀行、損害保険会社の持ち株会社)の平均年間給与額

A銀行 12,218千円(平均年齢41.3歳)

B銀行 10,539千円(平均年齢40.0歳)

C銀行 9,702千円(平均年齢39.2歳)

D損保 12,454千円(平均年齢41.2歳)

E損保 12,338千円(平均年齢44.9歳)

(出所)各社平成24年3月期有価証券報告書

③ 政府系金融機関の平均年間給与額

国際協力銀行(平成19年度) 8,604千円(平均年齢38.1歳)

日本政策投資銀行(平成23年度) 10,968千円(平均年齢38.2歳)

・NEXIと人材が競合する労働市場における給与水準(上記)と比較すれば、NEXIの給与水準が大幅に下回ること、これまでの独立行政法人評価委員会によって「合理性はあるものと認める」とされた指数より低下していることから、NEXIの給与水準が国に比べて一定程度高くなっていることは合理的な理由があると認める。

② 管理運営の適正化

○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。

● 第三期中期計画期間(平成21～23年度)においては、一般管理費及び業務費について効率化目標を設定しており、一般管理費(平成20年度比3.5%減)及び業務費(平成20年度比3.7%減)ともに目標を達成した。

● 第四期中期計画期間(平成24～27年度)においても、一層の業務効率化に取組み、一般管理費については毎年度1%以上の削減を行い、業務費については第三期中期計画期間にて削減を達成した水準以下とする。

○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。

● 法定外福利厚生費等について、国家公務員に準じたものになるよう徹底を図っている。

○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。

● 調達に際して、類似の調達事例や調達対象の実勢価格等をもとに適切な所要額(予定価格等)の見積もりの作成に努めている。

● 運営費交付金については、該当なし。

<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>●平成18年10月、理事長直属の組織として、コンプライアンスに関する内部監査を実施するコンプライアンス委員会(委員長:理事長)を設置済。 ●これまで機密情報管理規則、内部通報規則、コンプライアンス・マニュアル等の策定を行った。 ●コンプライアンスの取組を職員に周知徹底するため、インサイダー取引規制や機密情報管理に関する社内研修を行った。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>●NEXIの貿易保険事業は、被保険者からの保険料収入で賄っている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>●複数の候補案件からの選択を要する企画提案による公募事業を実施していないため、該当事業なし。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>●複数の候補案件からの選択を要する企画提案による公募事業を実施していないため、該当事業なし。</p>

No.	70	所管	経済産業省	法人名	日本貿易保険
-----	----	----	-------	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	民間事業者の事業機会拡大のための環境整備	22年度から実施	民間事業者への販売委託や民間保険との協調保険といった取組の推進に加え、平成23年度を目途に導入する新たな取組を検討し、取引信用保険分野において民間事業者が事業機会を拡大するための環境を整備する。	2a	平成24年度末までに損保8社(あいおいニッセイ同和損害保険、損害保険ジャパン、東京海上日動火災保険、日本興亜損害保険、三井住友海上火災保険、日立キャピタル損害保険、共栄火災海上保険、AIU保険会社)、銀行34社(商工組合中央金庫、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、北海道銀行、七十七銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、東邦銀行、常陽銀行、千葉銀行、横浜銀行、第四銀行、北越銀行、十六銀行、静岡銀行、北陸銀行、滋賀銀行、京都銀行、池田泉州銀行、南都銀行、中国銀行、広島銀行、伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、親和銀行、肥後銀行、名古屋銀行、みなと銀行、熊本銀行、埼玉りそな銀行)との間で業務委託契約を締結。 平成21年以降、民間保険との協調保険も実施。 平成22年12月、日系海外子会社の第三国向け輸出について、損保子会社などの現地保険会社からの再保険引受けを通じて、NEXIが貿易保険を引き受ける新たな取組を平成23年度から前倒して導入済み。引き続き、その積極的運用を図ることとされた。(平成23年4月8日閣議決定) こうした取組を通じて、取引信用保険分野において民間事業者が事業機会を拡大するための環境を整備。	今後も、取引信用保険分野において民間事業者が事業機会を拡大するための環境を整備していく。
02	貿易保険事業	23年度から実施	中小企業関係機関等との連携を強化し、地方の中小企業が貿易保険を利用する上での利便性を向上させる。	2a	平成24年度末までに損保8社(あいおいニッセイ同和損害保険、損害保険ジャパン、東京海上日動火災保険、日本興亜損害保険、三井住友海上火災保険、日立キャピタル損害保険、共栄火災海上保険、AIU保険会社)、銀行34社(商工組合中央金庫、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、北海道銀行、七十七銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、東邦銀行、常陽銀行、千葉銀行、横浜銀行、第四銀行、北越銀行、十六銀行、静岡銀行、北陸銀行、滋賀銀行、京都銀行、池田泉州銀行、南都銀行、中国銀行、広島銀行、伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、親和銀行、肥後銀行、名古屋銀行、みなと銀行、熊本銀行、埼玉りそな銀行)との間で業務委託契約を締結。こうした連携を通じ、地域の中小企業の国際展開支援を強化。 平成23年5月にNEXIウェブサイト进行全面刷新し、中小企業向けのページを新設。 日本貿易保険の保険業務を拡充し、中小企業の海外子会社による海外現地金融機関等からの資金調達を円滑化するための措置の導入を内容とする「中小企業経営力強化支援法」が平成24年6月21日成立(同年8月30日施行)。 平成24年4月より中小企業向けの保険商品である「中小企業輸出代金保険」の商品内容の見直しを実施。同商品における保険料率の引下げ、引受金額にかかる制限の緩和、利用対象者の拡大等を実施した。 各地の商工会議所、金融機関及び東京都中小企業振興公社等の提携機関と連携し、これら機関が主催するセミナー・説明会に講師の派遣等を実施。	今後も、関係機関とのネットワークの拡充しながら、地方の中小企業の貿易保険利用時の利便性を向上させる。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02	大阪支店の規模の見直し	23年度中に実施	大阪支店については、地方の中小企業等に対する利便性向上に配慮しつつ、機能を中小企業等の顧客に対するサービスに限定し、それに見合った規模に縮小する。	1a	平成23年4月より、大阪支店の機能を中小企業等向け貿易保険商品の販売等に特化し、人員も従来の半分程度に削減した。 地方の中小企業等の利便性向上を図るため、平成23年4月、大阪商工会議所と業務協力に関する覚書を締結。 また、各地の商工会議所(大阪商工会議所、京都商工会議所等)、金融機関(株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行)及び他の提携機関(日本機械輸出組合、日中経済貿易センター、中小企業基盤整備機構、日本貿易振興機構、福岡貿易会、北九州貿易協会)と連携し、これら機関が主催するセミナー・説明会に講師の派遣等を実施。	措置済み
03	事務所等の見直し	22年度から実施	各海外事務所については、管理経費の縮減等、徹底的な効率利用を図る。また、必要性について検討を行い、平成22年度中に具体的な結論を得る。	2a	3海外事務所とも、JETROが管理する会議室、受付などの施設を共同利用している。 管理経費については、パリ事務所では、平成23年1月より事務所スペースを約2/3に縮小、ニューヨーク事務所では、平成18年より事務所スペースを約1割縮小、シンガポール事務所では、平成23年6月から賃料料を約4割削減するなどの縮減を行った。 3海外事務所(パリ、ニューヨーク、シンガポール)の必要性について平成22年度中に検証を実施。諸外国のコンプライアンス及び信用リスクを引き受けるNEXIの貿易保険事業の性質を鑑みると、適切なリスク管理のための現地情報の把握、プロジェクトに関する現地での迅速な協議・交渉、貿易金融に関する国際ルール形成の場への参画等の役割を担う3海外事務所の重要性は一層高まるもの認識。 一方で、各事務所においては、事務所スペース削減、賃料見直しや、他独法との施設共同利用などの経費削減の取組を実施している。 なお、この検証結果については平成23年5月24日開催の経済産業省独立行政法人評価委員会日本貿易保険部会に報告、了承された。	今後も、適切なリスク管理のための現地情報の把握、プロジェクトに関する現地での迅速な協議・交渉、貿易金融に関する国際ルール形成の場への参画等の役割を担う3海外事務所の重要性を考慮しつつ、事務所スペース削減、賃料見直しや、他独法との施設共同利用などの経費削減の取組を実施していく。

04	取引関係の見直し	競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善に努める。	2a 随意契約等見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等への移行を進めており、システム基盤更改を前倒しで平成23年1月までに終了させた等により競争性のない随契比率(金額ベース)は平成20年度の92.5%から平成24年度には6.7%に改善。 また、一者応札・一者応募の契約についても、仕様書の変更(入札適合条件の緩和など)や公告期間の見直し(10日を原則20日とする)などの取り組みを進めており、平成20年度25.0%あった一者応札・一者応募契約件数が、平成24年度には22.7%に減少。 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、外部の有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置し、平成20年度から平成22年度までの競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募契約等についての妥当性を確認。	今後も、競争性のない随意契約の一般競争入札への移行を進めていく。
05	人件費の見直し	ラスパイレシ指数の低減	22年度から実施	国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレシ指数の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図る。	2a 国の給与水準の見直し等を踏まえ、俸給表や諸手当等の見直しにより給与水準の適正確保を図ってきたところであり、平成24年度のラスパイレシ指数は低下した。引き続き、国際金融等の専門能力を有する人材確保の必要性を踏まえつつ、民間金融機関の事例等も参考としながら、不断の見直しを行うことにより給与水準の適正確保に向けた取り組みを推進する。 また、経済産業省独立行政法人評価委員会において毎年度定量的な検証を行い、その結果を公表するなどにより給与水準の適正性について注視していく。 〇ラスパイレシ指数(平成24年度) 126.0(106.3(地域・学齢勘案))	今後も、国際金融等の専門能力を有する人材確保の必要性を踏まえつつ、民間金融機関の事例等も参考としながら、不断の見直しを行うことにより給与水準の適正確保に向けた取り組みを推進していく。

【その他】

06	<p>平成22年10月の事業仕分け結果(「特別会計の廃止(国以外の主体に移管)」、「国家の保証等国の関与を確保」、「移行のための適正な経過期間」及び「組織としては独立行政法人日本貿易保険に一体化」)を踏まえ、特別会計の枠組みの在り方における新たな制度設計の中で、本法人の在り方について全般的な見直しを行う。その際、貿易保険の利用者に不便が生じないよう対応する。</p>			<p>「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、『「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)を踏まえ、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ経営の機動性を向上させるため、国際競争力や利用者の利便性に支障が生じないことを前提に、保険金支払債務等に係る政府保証、安定的な非課税措置、経済産業大臣による指揮監督、予算管理及び組織・事務等の機動性の在り方等を検討の上、全額政府出資の特殊会社化に移行する。』とされた。また、『特別会計改革の基本方針」(平成24年1月24日閣議決定)において、「貿易再保険特別会計については、平成27年度末までに廃止し、独立行政法人改革の結果である新法人としての日本貿易保険(NEXI)に移管するものとする。独立行政法人改革の結果を踏まえ、国家の保証等国の関与の在り方、制度・組織の在り方、移管に伴う業務の効率化・スリム化のための方策等について検討し、「日本再生の基本戦略」を踏まえつつ平成25年の通常国会に法案を提出するものとする。』こととされた。 しかし、平成25年1月24日の閣議決定において貿易再保険特別会計の廃止や全額政府出資の特殊会社化については当面凍結とされ、平成25年6月5日の「第3回行革推進会議」での総理指示において、年末に向けて、福田行政改革大臣の下、関係府省が連携・協力して組織見直しなど更に検討を進めることとされた。 また、「インフラシステム輸出戦略」(平成25年5月17日経協インフラ戦略会議決定)では、公的金融による支援強化として「インフラプロジェクトは、一般に大規模・長期であるため、概してリスクが高く、民間金融だけでは十分な資金を供給することが難しい場合がある。このため、JICA海外投融資、JBIC、NEXIの公的金融による支援を強化し、リスクテイク機能の強化を図る。」こととされた。</p>
----	--	--	--	---

本年6月の行政改革推進会議の総理の御指示により、年末に向けて、個別法人の組織見直しを進めることとされていることから、この中で検討を進めていく。

No.	70	所管	経済産業省	法人名	日本貿易保険
-----	----	----	-------	-----	--------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	運営の効率化及び自律化	随意契約の見直し	1	平成20年度末をもって(財)貿易保険機構は解散した。同財団に委託していた一部業務を内製化するとともに、その他業務については一般競争入札を実施している。	今後も一般競争入札を実施していく。
2					
3					
4					
5					